

令和 3 年 第 1 回

市 議 会 臨 時 会 資 料

目 次

議案第 6 0 号 関 係	-----	1
議案第 6 1 号 関 係	-----	3 2
議案第 6 2 号 関 係	-----	3 8
議案第 6 3 号 関 係	-----	3 9
議案第 4 号 関 係	-----	4 3

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、宅地等及び農地に係る令和3年度から令和5年度までの固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずるとともに、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置を見直す等のため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

3 条例の概要

- (1) 退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が一定の要件を満たす場合には、退職所得申告書の提出に代えて、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第32条の10関係）
- (2) 令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第6条関係）
- (3) 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第7条、附則第22条関係）
- (4) 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第9条、附則第23条関係）
- (5) 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第10条、附則第11条、附則第25条関係）
- (6) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税についての特例措置を講ずることとした。（附則第14条関係）
- (7) 特別土地保有税の課税の特例措置を3年間延長することとした。（附則第16条関係）
- (8) 環境性能割を課さないこととする一定の基準に該当する自家用の三輪以上の軽自動車の取得に係る期間を令和3年12月31日まで延長することとした。（附則第19条

関係)

- (9) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置について、基準の見直しを行った上で適用期限を2年間延長すること等とした。(附則第20条関係)
- (10) 規定を整備することとした。(附則第5条、附則第26条関係)
- (11) 所要の規定を整備することとした。(第32条の9、第58条の4、第85条、附則第3条、附則第15条、附則第19条の2、附則第21条、附則第27条から附則第29条まで関係)
- (12) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収税額)</p> <p>第32条の9 第32条の8の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第32条の11第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第32条の4及び第32条の5の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第32条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第58条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5</p>	<p>(特別徴収税額)</p> <p>第32条の9 第32条の8の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第32条の11第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第32条の4及び第32条の5の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第32条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第58条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項 _____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項 _____</p>

項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

(都市計画税の納税義務者等)

第85条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略

2 略

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

(都市計画税の納税義務者等)

第85条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略

2 略

3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 略

16 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度まで の各年度分の固定資産税 の特例に関する用語の意義)

第5条 次条から第15条まで において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)

ㄱ 略

(5)

(6) 前年度分の固定資産税 の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第11条の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第6条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。) で土地課税台帳

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。

17 略

18 略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第5条 次条から第15条まで及び附則第21条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)

ㄱ 略

(5)

(6) 前年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第11条の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項、附則第21条の場合には法附則第25条第6項において準用する法附則第18条第6項、附則第22条の場合には法附則第26条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第24条の場合には法附則第27条の2第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第6条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。) で土地課税台帳

等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第7条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅

等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第7条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅

地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第10条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2 略

3 略

4 令和2年度分の固定資産税について茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例(令和3年茅ヶ崎市条例第19号)による改正前の茅ヶ崎市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場

以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第10条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

略

2 略

3 略

合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第11条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）

第14条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

（免税点の適用に関する特例）

第15条 附則第7条及び第9条から第11条ま

第11条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）

第14条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（免税点の適用に関する特例）

第15条 附則第7条及び第9条から第11条ま

でのいずれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第7条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度まで各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第84条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

）略

5

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1

でのいずれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第7条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第10条第1項

に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第84条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

）略

5

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1

0月1日から令和3年12月31日までの間（附則第19条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第58条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の2 略

2 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 略

4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、

_____、当該軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

0月1日から令和3年3月31日まで の間（附則第19条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第58条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の2 略

2 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 略

4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車^が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については

_____、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については

_____、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

については、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年

度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該

度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第25条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

略

第25条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗

じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第26条 附則第22条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第22条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第22条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第22条第4項及び第5項並びに附則第23条第1項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第23条第1項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第23条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条及び第25条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第25条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替え

じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分

の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

て準用される法附則第18条第6項に規定する
ところによる。

(個人の市民税の税率の特例)

第27条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予
の特例に係る手続等)

第28条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税
額控除の特例)

第29条 略

(個人の市民税の税率の特例)

第26条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予
の特例に係る手続等)

第27条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税
額控除の特例)

第28条 略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等) 第十四条 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二十五条の三(新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等(令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定を適用する宅地等を除く。))のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等(令和三年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和三年度の宅地等」という。))、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等(令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和四年度の宅地等」という。))又は同条第六項第四号に掲げる宅地等(令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和五年度の宅地等」という。))のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。)が令和三年度の宅地等にあっては令和四年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。))においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和三年度、令和四年度及び令和五年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

4 第一項の場合には、令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分(以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。))、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。))又は同条第一項に規定する非住宅用地である部分(以下この項において「非住宅用地である部分」という。))のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地である部分をそれぞれ一宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

1 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置

(軽自動車税に関する経過措置) 第十五条 新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。(事業所税に関する経過措置) 第十六条 四年新法第七百一条の三十四第三項(第十六号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。))に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置) 第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 2 都市鉄道等利便増進法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。 3 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置) 第十八条 新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿(新法第七百四十八条第一項に規定する地方税関係帳簿をいう。第四項において同じ。))について適用する。 2 新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条において同じ。))について適用する。

3 新法第七百四十八条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。 4 新法第七百四十九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる地方税関係書類又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録(同条第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。))について適用する。 5 新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和四年一月一日以後に徴する同条第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同条第二項に規定する書類について適用する。

6 新法第七百五十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に提供を受ける同条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用する。 7 新法第七百五十六条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。 8 新法第七百五十六条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百四十四条の四十八第三項の申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。 9 新法第七百五十六条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)
 第二百三十一條の四 指定納付受託者が第二百三十一條の二の五第一項の歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ)を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三條の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九條の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を終了後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
 第七條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号及び第五号中「掲げるもの」の下に「並びにダム用の用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下「洪水調節に資するもの」として政令で定めるもの(政令で定める部分に限る。))を加える。」を附則第十四項(見出しを含む)中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)
 第八條 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。
 (航空機燃料譲与税の特例)
 2 令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定による航空機燃料税に係る調査決定額(国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九條第二項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六條の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ)の九分の四に相当する額と航空機燃料税法の規定による航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額を控除した額)と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当す

る額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額)を加算した額」と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額)と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当す

る額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額)を加算した額」と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額)と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定(「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る)、同法第七條の六第三項第二号、第五十條の七第一項、第七十一條の五十一第三項及び第三百二十八條の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八條から第七百五十六條までの改正規定並びに同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三條第三項及び第四項、第十條第三項並びに第十八條の規定 令和四年一月一日
- 二 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第十三條の三」を「第十三條の四」に改める部分に限る。)、及び同法第一章第六節中第十三條の三の次に一條を加える改正規定並びに第六條並びに附則第九條第二項から第五項まで及び第二十四條から第二十八條までの規定 令和四年一月四日
- 三 第二条中地方税法第七十二條の二第一項第三号、第七十二條の二十四の七第二項及び第三項、第七十二條の四十一第一項第二号、第七十二條の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一十一條の三十四第三項第十六号の改正規定並びに同法附則第九條第二十一項の改正規定並びに同法附則第六條、第七條及び第十六條の規定 令和四年四月一日
- 四 第二条中地方税法附則第六十四條を削る改正規定、同法附則第六十四條の二の改正規定、同法附則第六十四條とする改正規定、同法附則第六十四條の三の改正規定、同法附則第六十五條の二とする改正規定並びに同法附則第六十五條第一項及び第七十三條の改正規定並びに附則第十三條の規定 令和五年四月一日
- 五 第二条(前二号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第四條及び第十一條の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第三百四十九條の三第十八項の改正規定及び同法附則第十一條に二項を加える改正規定(第十八項に係る部分に限る。)、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第十七号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定(「第二條第十一項第七号」を「第二條第十項第七号」に改める部分に限る。)、同法附則第六十四條の改正規定、同法附則第六十五條の改正規定(同条第一項中「前二條」を「附則第六十三條及び第六十四條」に改める部分を除く。)、並びに同法附則第六十六條第一項から第三項まで、第六十八條、第六十九條、第七十二條第二項及び第七十三條から第七十五條までの改正規定並びに附則第十二條第九項及び第十項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

附則第三十條第一項中「第二條第十六項」を「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「当該軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に、「同条第一項第三号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「次項第一号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の三項を加える。

6 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句とする。

7 三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限り)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十條の二第一項中「第四項まで」の下に、「第七項及び第八項」を加え、「第五項」を「第八項」に改める。
附則第三十一條の三第一項中「平成三十一年度から令和二年まで」を「令和三年度から令和五年まで」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第三十三條第一項から第四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年分」を「令和四年分」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十五條の二の三第一項中、「同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。))及び「特定保有株式」を削り、同条第五項中「特定保有株式」を削る。
附則第四十一條第三項中「附則第十五條第二十一項」を「附則第十五條第十八項」に改める。
附則第四十八條中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十一号)第十三條の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)」以下この条において「旧震災特例法」という。)に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條第一項」を「旧震災特例法第十五條第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條」を「旧震災特例法第十五條」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三條第一項」を「旧震災特例法第二十三條第一項」に改める。
附則第五十一條第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第五十六條の二中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。
附則第五十六條第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十六項」を「第二十三項」に改める。
附則第六十一條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第一項及び第三項並びに第四十五條第三項の規定の適用については、附則第五條の四の二第一項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五條第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十一條に次の一項を加える。
4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第五項及び第七項並びに第四十五條第六項の規定の適用については、附則第五條の四の二第五項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五條第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。
附則第六十三條第一項中「第十條第七項第六号」を「第十條第八項第六号」に改める。
附則第六十四條の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)」の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「生産性向上特別措置法第四十一條第二項」を「中小企業等経営強化法第五十三條第二項」に、「第三十六條第一項」を「第二條第十四項」に、「及び構築物」を「機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三條第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))並びに構築物(以下この条において「特例対象資産」という。))に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例)
第六十四條の二 前二條の規定の適用がある場合には、附則第十五條の四中「附則第十五條から第十五條の三まで」とあるのは、「附則第十五條から第十五條の三まで、第六十三條又は第六十四條」とする。

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス入軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上のものを総務省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上のものを総務省令で定めるもの

七 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定を受けるものを除く。）に対する第七十七条の七第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上のものを総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上のものを総務省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上のものを総務省令で定めるもの

附則第十二条の五第一項中「又は第三項」を「第三項、第五項又は第六項」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成二十四年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を「一月一日である場合には、同日」を賦課期とする年度に「令和二年」を「令和五年」に改め、三分の一の下の「当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、六分の一」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、「軌道法」を「又は軌道法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を第十四項とし、同条第十八項を第十五項とし、同条第十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第二

条第六号」を「第二条第七号」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に、「同法の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、「及び同条第四号に規定する駅附帯施設」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項を第十八項とし、第二十二項を第十九項とし、第二十三項を第二十項とし、同条第二十四項中「令和二年」を「令和四年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第三十一項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項を第二十七項とし、第三十一項を削り、第三十二項を第二十八項とし、同条第三十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、同条第三十八項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項を第三十六項とし、第四十一項を削り、第四十二項を第三十七項とし、同条第四十三項中「帰還環境整備推進法人が平成三十一年四月一日」を「帰還・移住等環境整備推進法人が令和三年四月一日」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十五項を第四十項とし、第四十六項から第四十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

45 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車賃借事業を政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

46 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にかかわらず、当該施設に定めるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に基づき設置した雨水貯留浸透施設

二 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設

附則第十五条の二第二項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

第四百四十六條第一項第三号ロ中「第二項」を「第二項第二号」に改め、同号ロ(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の七十五	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(イ(3)及びロ(2)において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百六十二
第三号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第三号ロ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

第四百四十六條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しない三輪以上の軽自動車であつて、令和十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車(第四百五十一条第五項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の七十五」とあるのは、「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九」と読み替えるものとする。

第四百五十一条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

ハ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百五十一条第二号ロ中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものを削り、「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽自動車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽自動車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽自動車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (2) 平成十七年ガソリン軽自動車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- 第四百五十一条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

第一項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	第四百四十六條第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十
第一項第一号ハ	令和十二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ロ	令和二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号ハ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十九
第二項第二号ロ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第四百五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第一項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」とあるのは、「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは、「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七」と読み替えるものとする。

第七章の章名中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「次の表の各号の上欄を「次の各号」に改め、(者)は、」の下に「それぞれ」を加え、(の中欄に掲げる)を「に定める」に「であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたこと」を「に」は、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の号を加える。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第七百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

第一項第一号イ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費効 率に百分の六十五	第四百九十九条第二項に規定する基 準エネルギー消費効率であつて平 成二十二年以降の各年度に定め て適用されるべきものとして定 められたもの(以下この号及び次 項第一号において「平成二十二年 基準エネルギー消費効率」とい う)に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	令和二十二年基準エネルギー消費効 率	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百五十を乗じて得 た数値
第一項第一号ロ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費 効率に百分の七十五	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及 びハ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費効 率	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百五十を乗じて得 た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年基準エネルギー消 費効率に百分の百二十	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百五十
第二項第一号イ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費 効率に百分の六十	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百三十
第二項第一号イ(3)	令和二十二年基準エネルギー消費効 率	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百五十を乗じて得 た数値
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー消 費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消 費効率に百分の百四十四

5 第五十七條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。
 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和二十二年基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項第一号イ中「第四十二條の十二の五の二」を「第四十二條の十二の六」に、 「第六十六條の七」を「第四十二條の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び 第十一項を除く。)、第六十六條の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二條の十二の五の二」を 「第四十二條の十二の六」に、「規定の」を「及び第四十二條の十二の七(第一項から第三項ま で、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の十 五の六の二」の下に、「第六十八條の十五の七」を加え、同項第四号の四中、「第六十八條の十五 の四第五項」を削る。
第三十七條の三の二第四項中「所得税法第九十八條第二項に規定する納税地の所轄税務署長 の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)による当該申告 書に記載すべき事項の提供を適正に受けけることができる措置を講じていることその他の政令で定め る要件を満たす」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。」を削る。
第三十七條の三の三第四項中「所得税法第二百三條の六第六項に規定する納税地の所轄税務署 長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け ることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。
第三十二條の八第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「第四十二條の十二の三 第五項」を削る。
第三百二十八條の六第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三 項並びに」に改める。
第三百二十八條の七第一項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、 「第三十條第四項」を「第三十條第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退 職手当等又は同条第五項に改め、又は同法第二百一十條第一号イに規定する一般退職手当等」 を削り、同項第四号中「第三十條第五項第三号」を「第三十條第六項第三号」に改め、同条に次の 二項を加える。
3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等 の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けけること ができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めると ころにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所 得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告 書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とある のは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。
第三百四十八條第二項に次の一号を加える。 第三十五 ダム用の供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその 効用を全うする施設及び工作物を含む)で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの(政 令で定める部分に限る。)
第三百四十九條の三第三十七項中「掲げる家屋及び」を「掲げる家屋並びに同号及び同項第四十五 号に掲げる」に改め、同条第十八項中「附則第七條」を「附則第九條」に改める。
第四百四十六條第一項第三号イ(1)中「ロ(1)イ」を「以下この号」に改め、同号イ(1)ロ中「ロ(1) (ロ)」を「以下この号」に改め、同号イ(2)中「令和二十二年以降」を「令和二十二年以降」に、「次項」 を「以下この条」に、第四百五十一條第一項第一号ロを「第四百五十一條」に「令和二十二年基準 エネルギー消費効率」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七 十五」に改め、同号イに次のように加える。
(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二十二年以降の各年度にお いて適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一條において「令 和二十二年基準エネルギー消費効率」という)以上であること。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節第十三条の三の次に次の一条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という。)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしていなくても徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「所得税法第二百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二百二十二条第一項、第二百五条第二項又は第二百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の五の二」を「第四十二条の六」に、「第六十六条の七」を「第四十二条の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の五の二」を「第四十二条の六(一)に、(二)の規定」を「及び第四十二条の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。」を削る。

第四十五条の三の三第三項中「所得税法第二百三十一条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一十一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中、「第四十二条の三の五」を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第四百九十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」とし、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第四百九十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百十五」を「百分の百十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

- 二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めるため提案する。

2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項

3 条例の概要

- (1) 介護補償の額を引き上げることとした。（第12条関係）
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
 条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償) 第12条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下であるときに限る。） <u>73,090円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>） (4) 略</p>	<p>(介護補償) 第12条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>166,950円</u>を超えるときは、<u>166,950円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72,990円</u>以下であるときに限る。） <u>72,990円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>83,480円</u>を超えるときは、<u>83,480円</u>） (4) 略</p>

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和3年政令第49号）の規定による改正前のもの）

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十六万六千九百五十円を超えるときは、十六万六千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九百九十円以下である場合に限る。） 七万二千九百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があ

るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるときに限る。） 三万六千五百円

附則
 (施行期日)
 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 萩生田光一
 内閣総理大臣 菅 義偉

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項の表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条第三項の規定による期間の延長(意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く)を請求する者	一件につき四千二百円
五	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条第三項の規定による期間の延長(意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く)を請求する者	一件につき七千二百円

附則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

経済産業大臣 梶山 弘志
 内閣総理大臣 菅 義偉

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年五月一日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉
 総務大臣 武田 良太
 財務大臣 麻生 太郎

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十二号

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条第二項及び第二十七条並びに資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十五条、第十八条、第二十九条の二第二項、第三十一条第六項、第三十六条の二第二項及び第三項並びに第四十三条第二項ただし書、同法第四十四条及び第四十七条(これらの規定を同法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第五十一条の三並びに第五十八条の二第一項、同項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項ただし書並びに同法第五十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。
 第二条を次のように改める。

第二条 削除

第七条中「法第十四条第一項の発行保証金につき供託をすべき」を削り、「次に掲げる事項」を「当該発行保証金保金契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項」に改め、同条各号を削る。

第九条第一項中「次の基準日までに」を削り、同項第一号中「基準日において」を「直前の基準日(法第三条第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ)における」に、「法第三条第二項」を「同項」に、「となつた」を「である」に、「供託した」を「供託されている」に改め、同項第二号中「基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日」を「直前の基準日における発行保証金の額(法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ)が」を「直前の」に、「を超えている」を「当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日」を「直前の」に、「を超えている」を「当該基準日に係る発行保証金の額、保全金額(法第十五条に規定する保全金額をいう。)及び信託財産の額(法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。)の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。」を「当該超えている金額」を「供託されている発行保証金の額の範囲内にお

- ◇資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第五二号)(金融庁)
 - 1 発行保証金保全契約は、その相手方が資金決済に関する法律(以下「法」という。)第十七条の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであること等と内容とするものでなければならぬこととした。(第七條関係)
 - 2 第二種資金移動業における資金移動の上限額を一〇〇万円に相当する額とし、第三種資金移動業における資金移動の上限額を五万円に相当する額とすることとした。(第一二條の二関係)
 - 3 資金移動業の種別の区分に応じた最低限度履行保証額を定めることとした。(第一四條関係)
 - 4 履行保証金保全契約は、対象とする資金移動業の種別のほか、その相手方が法第四六條の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること等と内容とするものでなければならぬこととした。(第一五條関係)
 - 5 履行保証金保全契約を締結することができる者として、割賦販売法第三五條の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三五條の九ただし書の承認を受けた者を追加することとした。(第一六條関係)
 - 6 第三種資金移動業を営む資金移動業者が負担することができる為替取引に関する債務の上限額を五万円に相当する額とすることとした。(第一七條の二関係)
 - 7 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年五月一日)から施行することとした。
- ◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第五三号)(国土交通省)
 - 1 特定損害保険契約の保険金額の下限を、一〇億八、〇〇〇万円に改めることとした。(第一条関係)
 - 2 特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、二九〇億六、一四五万二、〇〇〇円に改めることとした。(第二条関係)

- 3 特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、四〇〇万円に改めることとした。(第三条関係)
- 4 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。
- ◇介護保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第五四号)(厚生労働省)
 - 一 介護保険法施行令の一部改正関係
 - 介護保険法第五條の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患(特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。)により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とすることとした。(第一条の二関係)
 - 二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係
 - 健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令について、一に準じた改正を行うこととした。(第三条の三関係)
 - 三 老人福祉法施行令について、所要の改正を行うこととした。
 - 四 施行期日
 - この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第四十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三十三年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「西御所町二番の五百六十二」を「正徳町五百三十五番十七」に、「正徳町五百三十五番二十八」を「福地町六百二十番一」まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二に改め、同表百九十号の項中「千八百二十一番三」を「二千八百二十一番三」に改め、同表百九十一号の項中「千四百二十番一」を「二千四百二十番一」に改める。

附則
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第四十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十三年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

令和3年第1回臨時会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計（令和3年度 補正第1号）
（歳出）

（単位：千円）

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	3,887	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3,887						
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策として実施する、国による子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)				
2	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	124,150	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	124,150						
	子育て世帯生活支援特別給付金 (子育て支援課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)				
3	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	15,700	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	15,700						
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 (子育て支援課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)				

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	13,144				10,000	3,144
	ふるさと基金積立金 (財政課)		寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	949	949				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (資産経営課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市役所本庁舎・分庁舎における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	1,261	1,261				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (情報推進課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、オンラインによる非対面・非来庁型の会議等への更なる対応及び庁内用のウェブ会議環境を整備することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	60	60				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、出張所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	45	45				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小出支所)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小出支所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	52	52				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民ギャラリー、ハマミーナまなびプラザ、開高健記念館及び茅ヶ崎ゆかりの人物館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 男女共同参画推進費	101	101				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (男女共同参画課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、男女共同参画推進センターいこりあにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民課)	135	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	135						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民窓口センター等における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
9	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (こども育成相談課)	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	100						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、家庭児童相談室及びこどもセンターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
10	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (子育て支援課)	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	100						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
11	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (健康増進課)	227	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	227						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、健康診査等の事業の実施に必要な感染防止用品等を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
12	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小出支所)	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	40				10		
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、畜場における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
13	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (雇用労働課)	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	12						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、合同企業説明会等における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
14	(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費 漁港維持管理事業費 (農業水産課)	33,863	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				25,300		8,563	
			漁港北側駐車場・多目的広場等整備事業について、工事における発生残土の処理方法を見直したことに伴い、委託料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (消防総務課)	246	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	246						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、消防署における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
16	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 学校教育指導関係経費 (学校教育指導課)	1,036	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,036	
			市内中学校の合唱コンクールを市民文化会館大ホールにおいて実施することに伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
17	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育センター)	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	20						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、教育センター及びあすなろ教室における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
18	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費 施設設備補修費 (教育総務課)	2,321	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,321	
			松浪中学校の電動つり上げ式バスケットゴールについて、電動モーター部の修繕に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
19	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小和田公民館)	90	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	90						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小和田公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
20	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (鶴嶺公民館)	99	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	99						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、鶴嶺公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
21	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (松林公民館)	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	50						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、松林公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (南湖公民館)	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	50						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、南湖公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
23	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (香川公民館)	42	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	42						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、香川公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
24	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年課)	68	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	68						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、事業実施に必要な感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
25	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年会館)	99	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	99						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、青少年会館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
26	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (体験学習センター)	259	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	259						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、体験学習センターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
27	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (図書館)	594	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	594						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、図書館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

「報告第4号専決処分の報告について」の経過報告

事故発覚日 令和3年2月20日
 事故発生場所 市内集合住宅の駐輪場
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年2月22日 梅田中学校長より事故発生の連絡を受ける。

令和3年4月 1日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		60,000円
(算出内訳)		(修理費) 60,000円
過失割合	100%	0%
賠償額	60,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 60,000円×100% =60,000円	